

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 (社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等装着の導入を実施する佐ト協会員事業者(以下「事業者」という。)に対して助成金を交付する。

## (対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。  
なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
  - ① 後退時の後方視野が確保できること。
  - ② 運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること。
  - ③ 概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。
- (2) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置は、国の補助対象と同一のものとする。
- (3) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置は、国の補助対象と同一のものとする。
- (4) 呼気吹込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

## (助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台あたり2万円、1事業者あたり10台を限度とする。ただし、他からの補助金等がある場合には、助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施することとし、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

- 2 前項の価格には消費税を含めない。

## (助成金の交付申請)

第4条 事業者は、原則として当該年度の2月末日までに様式1の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)により、佐ト協に申請するものとする。

## (助成金の交付)

第5条 佐ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

### (交付決定の取消しと助成金の返還)

第6条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。

(3) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

### (財産の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 後方視野確認支援装置 1年

(2) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置  
車線逸脱警報装置 4年

(3) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 4年

(4) 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年

2 事業者は前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

### (その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、佐ト協が別にこれを定める。

### (附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。